

(当日配布資料)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
ガラスびん事業部

ガラスびんの再商品化に関するお願ひについて

1. 残渣の削減と再商品化量の拡大について

- ・ガラスびんメーカーでは、回収・分別したびんから作ったガラスのカレットをびんの原料として使っておりますが、無色と茶色のガラスびんで恒常に原料が不足しております。
- ・当協会、ガラスびん3R促進協議会、ガラスびんメーカー、日本びんカレットリサイクル協会などの関係者が連携して、ガラスびんの回収促進に努めておりますが、そのためには、市町村の協力が不可欠です。
- ・収集運搬や選別の前に破損せず割れない状況で回収していただくことが全体的な再商品化量を増やすことに繋がります。当協会では、残渣を少なくするため、コンテナ回収、平ボディによる運搬、選別については機械選別ではなく手選別をお勧めしておりますが、是非、収集、選別の際に割れない工夫をお願いいたします。
- ・再商品化事業者が市町村から引き取ったその他の色のガラスびんに、無色、茶色のガラスびんが混入しているケースも多く見かけます。中間処理の際には、異物の除去はもちろんのこと、他色が混入しないような選別をお願いいたします。

2. 申込書記入の際の留意点について

- ・引取り車両や積み込み用機材に関しまして、市町村が当協会への申込書に書かれた内容と異なり、落札した再商品化事業者が引取りに行った際にトラブルとなるケースが出ています。
- ・例えば、道路の幅員等の関係で4トン車しかヤードに入らないようなケースがあります。この場合、引取り車両は4トン車と記載しその理由を特記事項に記載されるようお願いします。
- ・10トン車が入る一方で、ガラスびんの保管スペースが狭くて4トンしか保管できないというケースもあります。このような場合も、保管スペースの関係で4トン毎の引き渡しと特記事項に記入するようお願いいたします。
- ・中間処理施設の周辺に居住されている住民の方々への騒音対策や事故防止のため、朝の通勤・通学の時間帯や児童の午後の下校時などは引取りが出来ないなど、引取り時間に制約がある場合も特記事項への記載をお願いいたします。

### **3. ガラスびんの積み込みに関するお願いについて**

- ・積み込み作業については市町村と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただくというルールになっています。
- ・重機の運転を市町村の職員の方が運転されるケースと引き取りに行った再商品化事業者の運転手が重機を運転して積み込みする二つのケースがありますが、事業者側が運転する場合でも、市町村が立ち会っていただければと存じます。現場での一人作業は危険であり、当協会では、再商品化事業者に対し、極力一人作業をしないように指導しております。立ち会っていただければ事故防止や過積載に対する予防にも繋がると思います。この点のご配慮をお願いいたします。
- ・事業者側で積み込みを行う場合、重機の種類に応じた運転資格の保有が必要になります。例えばホイールローダーとショベルローダーでは必要な運転資格が異なります。重機は正確な車種を記載いただき、必要に応じて特記事項にも記載をお願いします。このほかにも引取りに関し、特に引取事業者に知らせたい事項があれば、是非、特記事項欄への記載をお願いいたします。

### **4. 過積載防止へのお願いについて**

- ・再商品化事業者が市町村からのガラスびんを引取る際、過積載にならないようご留意ください。過積載は大きな事故を引き起こす可能性があります。協会では、再商品化事業者向けの説明会でも注意喚起しておりますが、市町村でも引き渡しの際、チェックをお願いします。

### **5. 事業系のガラスびんの混入防止について**

- ・容リルートは、当然のことながら家庭から排出された廃棄物が再商品化の対象になります。飲食店などから排出されたガラスびんは、事業系になりますので容リルートでは再商品化できず、事業者が自らの責任で処理をすることになっています。
- ・排出ルートが事業系ではないかと思われるガラスびんが引き渡されているケースが散見されますので、事業系のガラスびんを混入させないようご留意ください。

以上